

子ども・子育て支援機能向上事業 Q & A

No	区分	質問	回答
1	対象 範囲	本補助金の対象となる園は	学校法人立、個人立及び宗教法人立の幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む） 及び学校法人立、個人立、宗教法人立及び社会福祉法人立の幼保連携型認定こども園が対象となります。 ※ただし令和6年度に本事業の交付を受けた園は対象外です。
2	対象 範囲	保育所型認定こども園は本事業の対象となるか。	対象外です。
3	対象 範囲	対象となる事業の期間はいつからか。	今年度の補助対象は令和7年4月1日から令和8年3月31日までに実施する事業が対象です。交付決定前の事前着手が認められていますので、事前着手届を提出してください。
4	補助 要件	補助対象年度中に通算10回以上実施とあるが、同一事業を10回以上実施しなければならないのか。	同じ事業のみではなく、複数の事業を組み合わせで10回以上実施した場合も補助対象です。 ① 子育て・教育相談事業 ② 園地園舎の開放事業 ③ その他の子育て支援事業 ①～③の中から10回以上実施してください。
5	補助 要件	事業の実施回数について、例えば午前中に①子育て・教育相談事業、午後に②園地園舎の開放事業を行った場合はそれぞれ1回ずつ行ったことになるのか。	異なる事業を実施する場合は、日付の重複が可能です。ただし、子育て相談事業を午前の部・午後の部で実施している場合等、同一の事業を1日に行っている場合は1回とカウントします。 （類似補助金の地域開放推進費の申請においても同じように回数をカウントしてください。午前の部を本補助金、午後の部を地域開放推進費に申請することはできません。）
6	補助 要件	①市町村から子育て支援拠点事業の委託又は補助を受けている園は除く。 ②その他の補助金の対象となる事業は対象外。 とあるが、どのように解釈すればよいか。	① 委託を受けている園については全て対象外です。 補助を受けている園については、市町村補助の対象となる事業と本補助金に申請を希望する事業間で実施回数や経費を切り分けることが可能であれば対象となります。 ② その他の補助金の対象となる事業であっても上記と同様に実施回数や経費の切り分けが可能であれば申請可能です。 実施回数や経費の切り分け方の具体例は別紙「事業概要」をご確認ください。
7	補助 要件	既存の私立幼稚園等地域開放推進費補助金で申請している事業でも申請可能か。	実施条件や経費を既存補助金と切り分けした上で、本補助金の要件を満たすのであれば可能。ただし、切り分ける際は、私立幼稚園等地域開放推進費補助金の補助条件を満たすよう注意してください。
8	補助 要件	今年度限り実施予定の事業を申請してもよいか。	申請不可です。 本補助金の対象となる事業は少なくとも3年間は継続実施していただく必要があります。 例) 令和6年度申請事業⇒令和8年度まで実施 令和7年度申請事業⇒令和9年度まで実施 令和8年度申請事業⇒令和10年度まで実施

9	申請 手続	令和6年度に申請した施設が令和7年度にも申請可能か。	一施設一回のみ応募可能であるため複数年度申請することはできません。 申請年度の補助金額が上限未満であっても翌年度に残額を繰り越して申請することはできませんのでご承知おきください。
10	申請 手続	事業の実施が来年度以降になりそうだが、来年度から申請することはできるか。	令和8年度から実施する事業については令和8年度の補助金に申請することが可能です。 ただし、本事業は令和8年度までの時限措置のため令和9年度以降の補助金の申請はできませんのでご注意ください。
11	提出 書類	子育て支援のための物品の購入を検討しているが、見積書の提出及び2社以上の見積合せは必要か。	見積書の提出は不要ですが、税金を原資とした補助のため、疑義が生じないよう適切に業者選定を行ってください。また、納品書や領収等の関係書類は必ず取得し、10年間保管するようにしてください。
12	提出 書類	子育て支援に従事する職員の人件費を対象経費として申請しようと考えている。給与明細を出す必要はあるか。また、他に注意すべき点はあるか。	原則提出不要です。 確認の必要がある場合、提出依頼をする可能性がありますので関係書類は10年間保管してください。 なお、施設利用給付及び経常費の対象となる職員であれば、通常の勤務に従事している場合の人件費は本補助金の対象外となりますのでご注意ください。
13	提出 書類	取組に係るホームページやチラシの写しとはどういったものか。	事業の内容を説明できる資料の提出をお願いしたいので、 ①「どういったことを実施する事業か。」 ②「いつ、何回実施するか。」 ③「対象となるのは誰か。」 が分かる資料が望ましいです。また、在園児及びその保護者以外を対象としていることを証する書類として <u>対外的な周知</u> の際の資料を提出してください。 資料だけで必要な情報が不足している場合は、計画書に実施内容の記載をお願いします。
14	提出 書類	取組に係るその他資料とは何か。	園で実施する年間の子育て支援事業の実施計画及び実施事業の事業計画書等を想定しています。
15	提出 書類	継続実施に関する書類を来年度以降提出する必要があるか。	不要です。今回提出する計画書及び交付決定後に提出していただく実績報告書で継続実施の旨を報告してください。 なお、後年度の事業実施状況については、原則として県から実績報告書の提出を求めることはありませんが、必要に応じて状況を確認する場合がありますので、各園において適切に資料等を保管してくださるようお願いいたします。
16	補助 対象 経費	対象となる物品はなにか。	一個又は一組につき、 <u>10万円未満</u> の遊具、運動用品、教具、事業用什器等が対象です。子育て支援事業に利用する物品が対象となるので、判断に迷う場合は相談してください。
17	補助 対象 経費	石鹸、消毒薬やマスクは対象となるか。	消耗品は対象外です。
18	補助 対象 経費	砂場の砂や文房具は対象になるか。	消耗品は対象外です。

19	補助 対象 経費	子ども用のおやつや父兄用のお弁当代は対象となるか。	飲食費は対象外です。
20	補助 対象 経費	郵便代や周知に使うホームページのレンタルサーバー代は対象となるか。	広報用の費用は対象外です。
21	補助 対象 経費	子育て支援事業を実施するのにイベントスペースを借りようと思う。賃借料は対象となるか。	会場使用料・賃借料は対象外です。
22	補助 対象 経費	ボール遊び用のボールや知育ブロックは対象になるか。	対象です。
23	補助 対象 経費	子育て支援事業実施時の乳幼児受け入れのため、ベビーベッドや幼児用のフロアクッションの導入を検討しているが対象となるか。	対象です。
24	補助 対象 経費	子育て支援事業実施にあたって休日出勤手当や残業手当が発生するが、対象となるか。	対象です。
25	補助 対象 経費	子育て支援事業実施にあたって教職員の交通費が掛かるが対象となるか。	対象です。